

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北千歳駐屯地
第323会計隊長 岩槻 卓

次のとおり一般競争入札（売払）を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名 事業系一般資源物売払ほか2件

一連 番号	品名	規格	単位	予定数量	搬出場所
1	事業系一般資源物	ダンボール及び 古紙等	K G	36,000	北千歳駐屯地 各資源回収庫
2	事業系一般資源物	空缶及びペット ボトル容器	K G	2,400	北千歳駐屯地 各資源回収庫
3	事業系一般資源物	シュレッダー屑	K G	24,000	北千歳駐屯地 各資源回収庫

※別紙第1「売払要領指定書」による。

(2) 契約期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

(3) 搬出期限

原則代金納付の日から5日以内とするも、双方協議による。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (2) 全省庁統一資格審査の「物品の買受け」の「C以上」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者（資格審査結果通知書の写しを入札時に提出すること。）
- (3) 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

3 説明会及び入札執行の日時場所

(1) 説明会は実施しない

(2) 入札日時場所

令和6年3月22日（金）10時00分 北千歳駐屯地第323会計隊入札室

4 落札決定方式

- (1) 品目別により落札を決定するので応札する品目の単価が当隊所定の予定価格を上回る最高額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された単価に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する消費税抜きの単価を入札書に記載すること。（消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札単価に予定数量を乗じた金額に、消費税法で規定する消費税率（10%）に基づく消費税額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金 免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額に、消費税法で規定する消費税率（10%）に基づく消費税額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）の100分の10以上を違約金として徴収する。）

6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者による入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額が判別し難い入札
- (4) 電話、電報、FAXによる入札
- (5) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) 競争参加資格がないと認められた者による入札

7 契約書の作成

落札者は、落札決定後令和6年4月1日（月）に陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。また、標準契約書「不用物品売払契約条項」、「談合等の不正行為の関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び「単価契約に関する特約条項」を付する。

8 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを入札時に提出すること。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 郵便による入札を認める。この際、封筒は二重にして内封筒に「事業系一般資源物売払ほか2件入札書」と明記し、資格審査結果通知書の写しを同封し、書留郵便（簡易書留可）にて入札日の9時までに北千歳駐屯地第323会計隊へ必着とする。この際、電話にて担当者に到着の確認を行うこと。
- (5) 再度入札は直ちに実施する。但し、郵便による入札がある場合の再度入札日時は別に示す。
- (6) 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と誓約し、記載すること。
- (7) 売払物品の引取り等
 - ア 売払物品は現状渡しであり、現物優先とする。契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。又、買請人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
 - イ 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合全て買受人の責任において処理すること。
 - ウ 売払物品の引取り、保管、処分等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
 - エ 売払物品の処分等に関して必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任において行うこと。

(8) 本入札に当日参加を希望する場合は、入札日の前日 17 時までに北千歳駐屯地第 3 23 会計隊へ連絡するものとする。

(9) 入札等に関する問い合わせ先

ア 入札及び現地確認に関する事項	陸上自衛隊北千歳駐屯地 第 3 2 3 会計隊契約班 担当 源田 (0123-23-2106 内 5341)
イ 売払物品等に関する事項	陸上自衛隊北千歳駐屯地 北千歳駐屯地業務隊 総務班 担当 木下 (0123-23-2106 内 5311)

9 公告掲示場所

(1) 掲示場所

北部方面会計隊ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

(2) 掲示期間 令和 6 年 3 月 8 日 (金) ~ 令和 6 年 3 月 22 日 (金)

令和6年度事業系一般資源物

売払要領指定書

- 1 ダンボール及び古紙
- 2 空き缶及びペットボトル
- 3 シュレッダー屑

売払要領指定書	調達要求番号	1
	調達要求年月日	令和6年3月6日
	作成部署	北千歳駐屯地業務隊 総務科
	作成年月日	令和6年3月6日
品名	事業系一般資源物（ダンボール及び古紙）	
指 定 事 項		
<p>1 規 格 等： 事業系一般資源物（ダンボール及び古紙）</p> <p>2 重 量 等： 「売払条件書」による。</p> <p>3 搬 出 場 所： 駐屯地各施設を巡回し搬出する。 （別途配布「事業系一般資源物回収経路図」による。）</p> <p>4 搬 出 時 期： 週1回（休日・祝祭日を除く、平日の同曜日、時間を基準とする。）</p> <p>5 搬 出 要 領： 業者による搬出</p> <p>6 その他の指示： 回収作業後に引き渡した重量を記載した報告書を、契約担当者に提出するものとする。</p> <p>7 特 記 事 項： その他の特記事項は、官側と調整を行う。</p>		

売払条件書

1 適用範囲

この売払条件書は、北千歳駐屯地から発生する事業系一般資源物（ダンボール及び古紙）の売払条件を規定する。

2 用語の定義

この売払条件書で用いる用語の定義は、次による。

ダンボール及び古紙とは、ダンボール・新聞・雑誌等の再生可能な紙を言う。

3 管理要領に関する要求

- (1) ダンボール及び古紙の運搬は、請負業者が行うものとする。
- (2) 計量は、搬出の都度行い、それぞれの重量伝票等を作成し、官側の代表者に提出するものとする。
- (3) ダンボール及び古紙の集積場所については、官側が指定するものとする。

4 売払対象品目

品名	ダンボール及び古紙
規格	再生可能な紙

5 搬出予定時期及び発生予定数量

搬出予定時期	発生予定数量
令和6年 4月1日～令和6年 4月30日	3,000kg
令和6年 5月1日～令和6年 5月31日	3,000kg
令和6年 6月1日～令和6年 6月30日	3,000kg
令和6年 7月1日～令和6年 7月31日	3,000kg
令和6年 8月1日～令和6年 8月31日	3,000kg
令和6年 9月1日～令和6年 9月30日	3,000kg
令和6年10月1日～令和6年10月31日	3,000kg
令和6年11月1日～令和6年11月30日	3,000kg
令和6年12月1日～令和6年12月31日	3,000kg
令和7年 1月1日～令和7年 1月31日	3,000kg
令和7年 2月1日～令和7年 2月28日	3,000kg
令和7年 3月1日～令和7年 3月31日	3,000kg

6 その他の指示

請負業者は、契約担任官の承認を受けずに契約状況（特に表示・重量）を第三者に開示してはならない。

売払要領指定書	調達要求番号	2
	調達要求年月日	令和6年3月6日
	作成部署	北千歳駐屯地業務隊 総務科
	作成年月日	令和6年3月6日
品名	事業系一般資源物（空缶及びびペットボトル）	
<p>指 定 事 項</p> <p>1 規 格 等： 事業系一般資源物（空缶及びびペットボトル）</p> <p>2 重 量 等： 「売払条件書」による。</p> <p>3 搬 出 場 所： 別途配布「事業系一般資源物回収経路図」中の21番</p> <p>4 搬 出 時 期： 週1回（休日・祝祭日を除く、平日の同曜日、時間を基準とする。）</p> <p>5 搬 出 要 領： 業者による搬出</p> <p>6 その他の指示： 回収作業後に引き渡した重量を記載した報告書を、契約担当者に提出するものとする。</p> <p>7 特 記 事 項： その他の特記事項は、官側と調整を行う。</p>		

売払条件書

1 適用範囲

この売払条件書は、北千歳駐屯地から発生する事業系一般資源物（空缶）の売払条件を規定する。

2 用語の定義

この売払条件書で用いる用語の定義は、次による。

空缶とは、ジュース缶・缶詰等の再生可能な缶を言う。

3 管理要領に関する要求

- (1) 空缶の運搬は、請負業者が行うものとする。
- (2) 計量は、搬出の都度行い、それぞれの重量伝票等を作成し、官側の代表者に提出するものとする。
- (3) 空缶の集積場所については、官側が指定するものとする。

4 売払対象品目

品名	空缶
規格	再生可能な缶

5 搬出予定時期及び発生予定数量

搬出予定時期	発生予定数量
令和6年 4月1日～令和6年 4月30日	100kg
令和6年 5月1日～令和6年 5月31日	100kg
令和6年 6月1日～令和6年 6月30日	100kg
令和6年 7月1日～令和6年 7月31日	100kg
令和6年 8月1日～令和6年 8月31日	100kg
令和6年 9月1日～令和6年 9月30日	100kg
令和6年10月1日～令和6年10月31日	100kg
令和6年11月1日～令和6年11月30日	100kg
令和6年12月1日～令和6年12月31日	100kg
令和7年 1月1日～令和7年 1月31日	100kg
令和7年 2月1日～令和7年 2月28日	100kg
令和7年 3月1日～令和7年 3月31日	100kg

6 その他の指示

請負業者は、契約担任官の承認を受けずに契約状況（特に表示・重量）を第三者に開示してはならない。

売払条件書

1 適用範囲

この売払条件書は、北千歳駐屯地から発生する事業系一般資源物（ペットボトル）の売払条件を規定する。

2 用語の定義

この売払条件書で用いる用語の定義は、次による。

ペットボトルとは、ジュース等ペットボトル容器で再生可能な容器を言う。

3 管理要領に関する要求

- (1) ペットボトルの運搬は、請負業者が行うものとする。
- (2) 計量は、搬出の都度行い、それぞれの重量伝票等を作成し、官側の代表者に提出するものとする。
- (3) ペットボトルの集積場所については、官側が指定するものとする。

4 売払対象品目

品名	ペットボトル
規格	再生可能な容器

5 搬出予定時期及び発生予定数量

搬出予定時期	発生予定数量
令和6年 4月1日～令和6年 4月30日	100kg
令和6年 5月1日～令和6年 5月31日	100kg
令和6年 6月1日～令和6年 6月30日	100kg
令和6年 7月1日～令和6年 7月31日	100kg
令和6年 8月1日～令和6年 8月31日	100kg
令和6年 9月1日～令和6年 9月30日	100kg
令和6年10月1日～令和6年10月31日	100kg
令和6年11月1日～令和6年11月30日	100kg
令和6年12月1日～令和6年12月31日	100kg
令和7年 1月1日～令和7年 1月31日	100kg
令和7年 2月1日～令和7年 2月28日	100kg
令和7年 3月1日～令和7年 3月31日	100kg

6 その他の指示

請負業者は、契約担任官の承認を受けないで契約状況（特に表示・重量）を第三者に開示してはならない。

売払要領指定書	調達要求番号	3
	調達要求年月日	令和6年3月6日
	作成部署	北千歳駐屯地業務隊 総務科
	作成年月日	令和6年3月6日
品名	事業系一般資源物（シュレッダー屑）	
<p>指 定 事 項</p> <p>1 規 格 等： 事業系一般資源物（シュレッダー屑）</p> <p>2 重 量 等： 「売払条件書」による。</p> <p>3 搬 出 場 所： 別途配布「事業系一般資源物回収経路図」中の21番</p> <p>4 搬 出 時 期： 週1回（休日・祝祭日を除く、平日の同曜日、時間を基準とする。）</p> <p>5 搬 出 要 領： 業者による搬出</p> <p>6 その他の指示： 回収作業後に引き渡した重量を記載した報告書を、契約担当者に提出するものとする。</p> <p>7 特 記 事 項： その他の特記事項は、官側と調整を行う。</p>		

売払条件書

1 適用範囲

この売払条件書は、北千歳駐屯地から発生する事業系一般資源物（シュレツダー屑）の売払条件を規定する。

2 用語の定義

この売払条件書で用いる用語の定義は、次による。
シュレツダー屑とは、再生可能な普通紙を言う。

3 管理要領に関する要求

- (1) シュレツダー屑の運搬は、請負業者が行うものとする。
- (2) 計量は、搬出の都度行い、それぞれの重量伝票等を作成し、官側の代表者に提出するものとする。
- (3) シュレツダー屑の集積場所については、官側が指定するものとする。

4 売払対象品目

品名	シュレツダー屑
規格	再生可能な普通紙

5 搬出予定時期及び発生予定数量

搬出予定時期	発生予定数量
令和6年 4月1日～令和6年 4月30日	2,000kg
令和6年 5月1日～令和6年 5月31日	2,000kg
令和6年 6月1日～令和6年 6月30日	2,000kg
令和6年 7月1日～令和6年 7月31日	2,000kg
令和6年 8月1日～令和6年 8月31日	2,000kg
令和6年 9月1日～令和6年 9月30日	2,000kg
令和6年10月1日～令和6年10月31日	2,000kg
令和6年11月1日～令和6年11月30日	2,000kg
令和6年12月1日～令和6年12月31日	2,000kg
令和7年 1月1日～令和7年 1月31日	2,000kg
令和7年 2月1日～令和7年 2月28日	2,000kg
令和7年 3月1日～令和7年 3月31日	2,000kg

6 その他の指示

請負業者は、契約担任官の承認を受けないで契約状況（特に表示・重量）を第三者に開示してはならない。

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合